

30文科初第1465号  
平成31年2月4日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長 殿  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官

藤 原 誠

(印影印刷)

**特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する  
告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等  
部学習指導要領が適用されるまでの間における現行  
特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告  
示等の公示について（通知）**

この度、平成31年文部科学省令第3号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正令」という。）が制定され、また、平成31年文部科学省告示第14号をもって特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等部学習指導要領」という。）及び平成31年文部科学省告示第15号をもって平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示（以下「特例告示」という。）が公示されました。

今回の改正令及び新高等部学習指導要領による改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の高等部（以下「高等部」という。）の教育課程の基準の改善を図ったものです。

また、改正令の附則を踏まえ、特例告示により、平成31年4月1日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間（以下「移行期間」という。）における現行の特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「現行高等部学習指導要領」という。）から新高等部学習指導要領に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、現行高等部学習指導要領の特例が定められました。

については、改正の概要及び移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いいたします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 高等部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法，学校教育法などを踏まえ，我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし，豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き，社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で，知識の理解の質をさらに高め，確かな学力を育成することとしたこと。  
道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。  
また，自立活動の内容等の充実により，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。
- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ，幼稚園，小学校，中学校，高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化，多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け，新高等部学習指導要領を定めるに当たっての考え方を，明確に示したこと。

#### 2 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

##### ○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し，「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改

善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

#### ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等部においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとしたこと。その際、特に、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質に応じて図ることが重要であること。

### 3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。  
また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。
- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

### 4 教育内容の主な改善事項

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
  - ① 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）と同様の改善を行ったこと（同学習指導要領の教育内容の主な改善事項については、「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成30年3月30日付け29文科初第1784号文部科学事務次官通知）の1の（5）を参照。）。
- (2) 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
  - ② 視覚障害者及び聴覚障害者である生徒のための専門教科について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実したこと。
- (3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、小学校・中学校・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。
  - ア 各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。
  - イ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の各教科及び各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。
- ② 小学部・中学部との系統性の観点から、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」に改めたこと。

## 5 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。
- ・ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、生徒の学びの連続性を確保する観点から、基本的な考え方を規定したこと。
- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

## 6 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。
- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、キャリア教育の充実を図ることを規定したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

## 7 その他の改善事項

- ・ 生徒一人一人の発達を支える観点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒への教育課程について定めたこと。
- ・ 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

## 8 施行及び適用の時期

- ・ 新高等部学習指導要領は、平成34年4月1日に施行する。ただし、同日以降高等部の第1学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

## 第2 移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項

### 1 平成31年4月1日からの特例

#### (1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

#### (2) 各教科等ごとの特例の概要等

- ① 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め，新高等部学習指導要領によることとしたこと。

イ 特別活動については，新高等部学習指導要領によることとしたこと。

- ② 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各教科の目標及び各科目の目標と内容については，現行高等部学習指導要領の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）によるものとし，平成30年文部科学省告示第172号（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件。以下「高等学校特例告示」という。）第2項の(1)から(9)までの規定によるものとするものとしたこと。その際，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。

イ 各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，新高等部学習指導要領によることとしたこと。

- ③ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 保健医療については，全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際，省令に示す保健医療に属する科目として「保健医療情報」を加えたこと。

イ 医療については，全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際，省令に示す医療に属する科目として「医療情報」を加えたこと。

ウ 理学療法については，全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際，省令に示す理学療法に属する科目として「理学療法管理学，理学療法臨床実習，理学療法情報」を加えたこと。

- ④ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ア 印刷については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す印刷に属する科目として「印刷製版技術，DTP技術，印刷情報技術，デジタル画像技術」を加えたこと。
  - イ 理容・美容については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理容・美容に属する科目として「関係法規・制度，保健，化粧品化学，文化論，運営管理，理容・美容情報」を加えたこと。
  - ウ クリーニングについては、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。
  - エ 歯科技工については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。その際、省令に示す歯科技工に属する科目として「歯科技工情報」を加えたこと。
- ⑤ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ア 各学科に共通する各教科及び主として専門学科において開設される各教科については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

## 2 平成32年4月1日からの特例

### (1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

### (2) 各教科等ごとの特例の概要等

- ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ア 理学療法については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。
- ② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ア 従来の「道徳」を「特別の教科 道徳」に改め、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

## 3 移行措置の適用対象

移行措置は、1(2)①アに示す総合的な探究の時間、②アに示す高等学校特例告示第2項の(5)の規定及び④エに示す歯科技工に関する特例並びに2(2)①アに示す理学療法及び②アに示す特別の教科道徳に関する特例を除き、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用すること。

1(2)①アに示す総合的な探究の時間及び④エに示す歯科技工に関する特例については、平成31年4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。1(2)②アに示す高等学校特例告示第2項の(5)の規定に関する特例については、平成30年4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

2(2)②アに示す理学療法及び特別の教科道徳に関する特例については、平成32年

4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

#### 4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、1から3までにより新高等部学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 特例告示の内容に十分留意した指導計画を作成すること。

特に、移行期間中に新高等部学習指導要領の規定を適用することとされている事項については、新高等部学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

② 移行期間中に新高等部学習指導要領によることができることとされている教科において、実際に新高等部学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成30年8月31日付け30文科初第727号文部科学事務次官通知。以下「高等学校移行措置等通知」）の4の(3)から(6)までの規定に準ずる。

#### 5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等部学習指導要領の規定を適用する部分（第3章特別の教科道徳を除く。）を含め、現行高等部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

特別の教科道徳については、追って別途通知する予定であること。

### 第3 留意事項

#### 1 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置、同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な同免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

#### 2 新高等部学習指導要領の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新高等部学習指導要領の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教師の授業改善や子供と向き合う時間を確保し、教師一人一人が力を発揮できるようにする必要があ

ること。

具体的には、平成29年4月から施行されている教育公務員特例法等の改正を踏まえ、教員養成・採用・研修を一体として、教師の資質・能力の向上を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実や指導体制，学校施設・設備，ICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に，特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ，各設置者において，その解消計画を策定・更新するとともに，新設校の設置，校舎の増築，分校・分教室による対応，廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により，引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

### 3 新高等部学習指導要領の周知・徹底

新高等部学習指導要領の理念を各学校において実現するためには，各学校の教職員が新高等部学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため，文部科学省としては，平成30年度，平成31年度に新高等部学習指導要領に関する説明会を開催するなど，周知・徹底を図ることとしており，各教育委員会等においても，新高等部学習指導要領等に関する研修会を開催し，教職員への周知・徹底を図ると共に，例えば，地域の教員養成大学と意見交換を行う際に，その概要を共有するなど，各教育委員会等の実態に応じて高等教育関係者への情報共有や周知の取組を工夫されたいこと。

また，新高等部学習指導要領は大綱的な基準であることから，その記述の意味や解釈などの詳細については，文部科学省が作成・公表する新高等部学習指導要領解説において説明することを予定している。このため，新高等部学習指導要領解説を活用して，教職員が新高等部学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

### 4 家庭・地域との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の企業や団体等の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。

本件担当： 文部科学省 電話：03（5253）4111（代表） 初等中等教育局 特別支援教育課（内線2003）
---------------------------------------------------------------